

所管課分析シート

※ 団体の設立目的を再確認し、存在意義・独立性の観点から見直しを行うためのシートです。今後の関与の方向性を整理するために記入してください。

令和7年7月1日 現在

1. 外郭団体に対する現状分析

所管課名	文化スポーツ部	部 区	文化政策課	課	担当者名 (連絡先)	田村 (内線：32559)	所管する団体名	公益財団法人 新潟市海洋河川文化財団
団体に求める 姿、取り組み	新潟市のくらしと海洋河川は密接な関係にあり、その現況ならびに水生生物について、研究し、市民の学習機会を設けることは新潟市にとって非常に重要である。これからも研究を続け、市民が水生生物や海洋河川の環境に親しむ機会を創出し続けることを期待する。							
市の関与	直接的関与				間節的関与			増減の理由
	出資、出捐	10,000		千円	事業費補助金			千円
	派遣、兼務職員	常勤	名	非常勤	名	指定管理業務（公募）	施設	千円
	運営費補助金	24,920		千円	随意契約でない委託契約	件	千円	
	指定管理業務（非公募）	1	施設	670,869	千円	その他市からの収入に繋がるもの		
	随意契約			件			千円	
	その他							
現状分析 (評価に関する観 点の整理)	存在 意義	団体の設立目的について（設立目的は達成されていないか） ■ 達成している □ 達成しているが、将来課題を抱えている □ 未達成 □		市及び市民への貢献度について（設置目的に対する役割を果たしているか） □ 貢献度は低い □ 受益者が一部に限られる ■ 貢献度は高い □		市直営事業との整理はできているか（事業の重複はないか） ■ 整理できている □ 重複する事業がある □ 市の施策に必要な事業を実施している □		事業活動の代替性について（民間事業者が類似事業を行えるか） □ 民間でも実施可能である ■ 民間では代替できない □ 課題を整理すれば代替可能 □
	独立 性	団体の自立的経営について（ヒト・コスト面で自立しているか） ■ 自立性が高い □ 自立性が低い □		団体独自の経営努力について（コスト面・サービス向上など） ■ 取り組んでいる □ 一層の取り組みが必要 □		随意契約の状況（競争性・透明性のない随意契約がないか） ■ 妥当である □ 改善が必要である □		課題への取組状況 ■ 着実に対応を進めている □ 対応を進めているが遅れている □ 対応が困難
団体の必要性	これまでのノウハウを活かし、新潟市の海洋河川についての調査・研究を継続的に行い、市民の教育機会を創出し続ける必要がある。また例年多くの方が県内外から訪れていることから、新潟市の観光施設としても重要な位置づけを担っており、継続して魅力を高め続けていく必要がある。							
他団体との 統合の可能性								
今後の 関与の方向性	<input type="checkbox"/> 関与の拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現行通り <input type="checkbox"/> 関与の縮小 <input type="checkbox"/> 関与の廃止					【左記とした理由】 本市の海洋河川文化の調査・研究や市民の教育機会を創出し続けるため、現行の支援体制を維持しながら新潟市海洋河川文化財団と共に地域社会の活性化を図っていく。		
その他 (次年度へ向けた 課題など)								

2. 外郭団体に対する改善指示事項への所管課としての関わり

No.	団体が抱える課題*	改善に向けた所管課の具体的な取り組み	関わったことによる成果	(未解決の場合) 今後の方針
1	海洋河川文化の普及啓発だけでなく、観光振興を通じた経済的な効果の観点からも新潟市水族館の特色や魅力について、市内外へ積極的にアピールしていく必要がある。	定例会・評議会などの参加だけでなく、随時連絡を取り合い、情報共有を行った。		
2	ベテラン従業員が長年培った専門知識、技術、経験等を若い世代に継承できるよう、若い世代を採用する中長期計画を早急に立案・実行することが必要である。	企画展示やイベントの開催については、市報にいがたへの掲載や新潟市LINEを配信するなど、市民への情報提供も随時行った。	来館者の確保や、調査研究結果を市民へ伝達する機会を創出した。	
3	水族館の取り組みに対する認知度の向上	正職員の高齢化対応や職員採用については、今後の適正な業務量やそれに応じた人員配置計画の策定について指示をした。	正職員の高齢化対応や職員採用については、令和6年8月に財団の人員配置計画が策定され、それに基づく採用および人員配置を現在行っている。	
4	正職員高齢化（定年退職）に伴う対応			
5				

※外郭団体評価調書の「6. 経営改善状況（個別の取り組み）」に記載された「改善指示事項」が対象となります。